

ひたちなか市教育委員会会議録

平成27年 第4回 ひたちなか市教育委員会3月定例会 会議録						
平成27年3月17日		開会 午前10時00分		閉会 午前11時30分		
○場 所	ヘルス・ケア・センター 視聴覚室					
○出席委員	委員長 小田島 俊夫	委員長職務代理者 石田 厚子	委 員 西野 信弘	委員 杓澤 久美子	教育長 木下 正善	
○欠席委員						
○会議に出席した構成員	補 職 名			氏 名	出・欠	
	教育次長			鈴木 幸男	出席	
	総務課長			岩崎 龍士	出席	
	参事（教育担当）			廣瀬 佳久	出席	
	参事兼指導課長			森井 榮治	出席	
	施設整備課長			澤島 恵一	出席	
	学務課長			石崎 聡一郎	出席	
	参事兼青少年課長			阿部 美代子	出席	
	中央図書館長			大和田 雅一	出席	
	○事務局員	総務課長補佐兼係長			一木 宙	出席
		総務課主幹			黒澤 一彦	出席
		総務課主事			小野寺 優	出席
○議 事						
1 議案	議案第1号	ひたちなか市文化財調査専門委員の委嘱について【公開】				
	報告第2号	県費負担教職員の人事の内申について【非公開】				
2 その他	(1)	平成27年度施政方針について【公開】				
	(2)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について【公開】				

平成27年第4回ひたちなか市
教育委員会3月定例会会議録（概要）

開会 10:00

委員長 （あいさつ、開会の宣言）

議案第1号 ひたちなか市文化財調査専門委員の委嘱について

文化財室長 ひたちなか市文化財調査専門委員の委嘱についてご説明いたします。専門委員の先生方の委嘱は、ひたちなか市文化財調査専門委員設置規則（以下「規則」という。）第3条の規定により委嘱するものであり、現在の4名の先生方を再任する形で考えております。

それでは専門委員の先生方について、名簿順に氏名、専門領域、経歴等についてご説明します。川崎純徳先生につきましては専門が考古学で、市文化財保護審議会の会長を務めておられます。田中裕先生につきましても専門は考古学、茨城大学人文学部教授でございまして、市史跡保存対策委員になっておられます。谷津隆夫先生につきましては、専門は刀剣類で、県銃砲刀剣類登録審査委員を務めておられます。平野伸生先生につきましては、専門は文化財全般であり、本市にて長く文化財保護に携わっておられます。

職務としましては、規則第2条において、「専門委員は、文化財の調査に関し、次に掲げる職務を行う」としまして、同条第1号において「考古、歴史、民俗、動植物等の文化財調査における一の調査の専門的業務を総括し、調査員等を指揮して調査に当たる」と定めております。

因みに今年度につきましては、先月、十五郎穴横穴墓群において、川崎先生、田中先生に調査指導いただいたところです。また、今月は湊本町に明治2年に建てられた那波屋土蔵の調査においては、平野先生に同行いただいております。また、来年度は、市内遺跡の調査としまして、中根の荒谷地区で畑地帯総合基盤事業が開始されるに伴い、その試掘にあたり、ご指導を仰ぎたいと思っております。

【質疑、意見等】

特になし

- * 議案第1号 ひたちなか市文化財調査専門委員の委嘱については、全員一致で承認されました。

報告第2号 県費負担教職員の人事の内申について

- * 人事案件のため、その他の案件の後、暫時休憩を挟んで非公開で報告

その他（１） 平成２７年度施政方針について

教育次長

毎年３月定例市議会において、冒頭に市長が来年度の市の方針を概略として述べておりますが、特に教育委員会関連のところをご説明いたします。

平成２７年度施政方針の中では６つの基本的な柱を掲げており、教育関係の取組みが述べられているところは、うち３つの柱になります。

「防災力のさらなる強化と災害に強いまちづくりの推進」のところでは、まず学校施設の耐震改修としまして、避難所となっております学校体育館をはじめ、各校舎の耐震化、補強、改築含めて取り組んでいくとともに、来年度から幼稚園の耐震補強工事を行うことを述べております。また、継続的な取組みとしまして、福島第一原発事故後の監視・監督ということで小中学校の校庭、幼稚園・保育所の園庭における空間放射線量の測定や、水道水の検査を引き続き実施していくことを述べております。

「子育て支援と教育の充実」のところでは、その前段で、障害のある児童生徒のための安全面の確保、学習活動の支援として学校介助員を５名増員することや、不登校児童生徒への対応として教育相談員２名増員、さらに指導主事１名増員、教育委員会制度改正への取組み、佐野中学校において面積が不足しておりますグラウンド確保・整備に向けた取組み、学校給食における放射性物質の検査、学校図書室における読書活動の推進等を挙げており、ＩＣＴ教育の推進としましては、来年度は小・中学校各１校を研究指定校としまして、ＩＣＴ機器の効果的な活用の調査研究を進める予定となっております。

また、放課後児童対策（学童クラブ）として対象学年を小学校４年生まで引き上げることや、高野小学校における学童クラブ専用施設の設置、学校の適正規模化としての取組み、さらには幼稚園・保育所等を通じた共通の給付制度であります「子ども・子育て支援制度」への対応、青少年健全育成としての取組み、図書館の今後のあり方についての検討などを述べております。

このほか、文化財に関しては、来年度、那珂湊反射炉の補修を行うとともに、「反射炉シンポジウム」を開催し、市内の文化財を内外に発信することを述べております。

「都市基盤の整備と住みやすいまちづくりの推進」のところでは、商工会議所が中心となって進めている「まちづくり会社」が実施する新たな中心市街地活性化事業に対し補助していくことが述べられており、また市としても高齢者の居場所や子育て支援センター、図書館、生涯学習の場など、中心市街地に求められる機能とその配置について検討していく、としており、旧サイエンスラボラトリーの取得や図書館の建替えも視野に入れ、今後検討していくことと思われれます。また、交通安全対策としては、交通安全教育指導員による小学校や幼稚園等へ安全教育の推進などが述べられております。

以上、施政方針の概要について説明を終わります。

【質疑、意見等】

委員長

「子ども・子育て支援制度」について、来年度、市内の幼稚園が新制度に移行する予定はないと聞いておりますが、今後、公立幼稚園と私立幼稚園の費用が同じように体系化されていく、ということになるのですか。

教育次長

現在、公立幼稚園の毎月の授業料は5,800円となっておりますが、これを私立幼稚園とどうすり合わせていくか、単純計算して3倍以上の値上げになりますが、軽減措置は敷かれるものの、今後どのように対応していくかが、課題となっております。公立幼稚園を今後どのようにしていくのか、公立としての役割、取組みをきちんとやっていかなければいけない、と思います。

石田委員

市内の図書館には建物が古くなっているところもありますが、図書館をはじめ、いろいろな機能が全部一箇所に入れるような規模のところがあるのですか。

教育次長

旧サイエンスラボラトリについては相当面積があるようですが、ここに入るかどうかはまだ決まっておりません。他の既存の施設を使う考えもあり、今のところ両方視野に入れて検討しているようです。図書館の今後のあり方につきましても、図書館協議会からいろいろご提案いただいておりますので、今後も長期的視野に立って考えていかなければならないと思います。

その他（２） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について

事務局

前回の定例会で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正の概要」について資料を配布いたしました。説明を割愛しておりましたので、あらためてご説明いたします。

制度改正の主なポイントとして、まず教育長の任命について、市長が議会の同意を得て教育長を任命し、任命された新教育長は教育委員会の構成員であるが教育委員を兼ねない形となり、また任期も3年とされております。新制度では、合議体である教育委員会を引き続き執行機関としつつ、その代表者である委員長と事務の統括者である教育長を一本化した新「教育長」を置くことにより、迅速な危機管理体制の構築を図ることを含め、教育行政の第一義的な責任者を明確化することとしています。また、現行制度において教育長は事務局を指揮監督する立場であるとともに教育委員を兼ねることから一般職・特別職2つの身分でありましたが、新制度においては議会の同意を得て任命することから常勤の特別職となります。新教育長の職務としましては、これまで同様に事務局の事務を統括し、職員を指揮監督することに加え、教育委員会の代表者として教育委員会会議を主宰することが新たに規定されたところです。

新「教育長」の代理については、改正法第13条第2項で「教育長に事故あるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う」とされ、いわゆる教育長職務代理者を指名することとなります。仮に教育長職務代理者が職務を行う事態となったとき、教育長の持つ全ての職務を行うこととなりますが、実際には事務の執行を非常勤の職務代理者自らが事務局を指揮して事務執行を行うことが困難と想定されますことから、その職務を教育委員会事務局職員に委任することが認められております。

また、会議は教育長が招集する、としたほか、教育長は、教育委員会規則の定めるところにより、委任された事務又は臨時に代理した事務の管理・執行状況を教育委員会に報告しなければならないこと、会議終了後は遅滞なく議事録を作成、公表に努めなければならないことなどが規定されております。

総合教育会議につきましては、首長が設置・招集し、会議は首長及び教育委員会により構成し、首長と教育委員会が公開の場で協議・調整し、双方が合意した方針のもとに、それぞれが所管する事務を執行するとされています。主な協議事項として、大綱の策定をはじめ、学校施設の整備など重点的に講ずべき施策、児童生徒の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき施策などが想定され、会議の公開、議事録の公表についても努力義務が課せられております。総合教育会議は幅広く自由に意見を交換する場という側面もある一方、教科書採択、個別の教職員人事等、政治的中立性の要請の高い事項については、協議題とすべきでないとされています。

このほか、経過措置等ですが、改正法の施行についての取扱いとしましては、

- (1) この法律の施行の際現に在職する教育長（以下「旧教育長」という）は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職することとしたこと。（以下省略）
- (2) (1)により旧教育長が在職する場合に、教育委員会の委員長である者の当該委員長としての任期は、現行法第12条第2項の規定にかかわらず、旧教育長の委員としての任期が満了する日において満了することとしたこと。

以上のことから、本市におきましてもこの規定に基づき、現職の木下教育長の委員としての任期が平成27年3月31日で満了となることから、現職の小田島委員長の委員長としての任期も同時に満了となります。また、委員長職務代理者についても3月31日でその職が解かれますが、教育委員としての任期はこれまでどおり継続されます。

以上、制度改正の概要について説明を終わります。

【質疑、意見等】

委員 長 教育委員会の中身、内容、話し合う形態が変わってくる、ということですが、定例会などは今後どういう形で進められ、総合教育会議はどのように開催されることとなりますか。

総務課長 教育委員会定例会につきましては、大きく変わることなく、新しい制度に則った形で進めることとなりますが、総合教育会議につきましては、まず大綱の策定があります。昨年度、市長と教育委員さんとの懇談を実施いたしましたが、来年度は総合教育会議という正式な場で、大綱の策定など、教育についていろいろ議論していただくようになると思います。

委員 長 総合教育会議の留意事項において、「教科書採択や教職員人事については協議とすべきでない」とする一方で、「教科書採択の方針、教職員の人事の基準については、協議することは考えられる」としていますが、今後そういったことも想定していかなければいけない、ということですか。

総務課長 教科書採択の方針につきましては、本市を含め複数の市町村教育委員会からなる共同採択地区において設置される教科用図書選定協議会の所管するところとなっており、また教職員の人事の基準につきましても県教育委員会が所管するところとなっておりますので、市町村が関与することは可能性として低いと思われます。

委員 長 (あいさつ、暫時休憩の宣言)

* 暫時休憩の後、県費負担教職員の人事の内申について報告がありました。

閉会 11:30